

平成23年3月29日

都道府県医師会  
事務局 御中

日本医師会  
経理課

東北地方太平洋沖地震義援金に係る税務上の取り扱いについて

平成23年3月14日付「日医発第1119号（庶190）F」にて呼び掛けをいたしました標記義援金に係る税務上の取り扱いにつきまして、改めてご連絡いたします。

当該義援金は、日本医師会を通じて、国・地方公共団体や日本赤十字社等に拠出するものではありませんので、税法上の取り扱いは以下のとおりです。

1. 個人の方が義援金を寄附した場合

特定寄附金には該当しませんので、寄附金控除の対象にはなりません。

2. 法人が義援金を寄附した場合

国等に対する寄附金、指定寄附金には該当しませんので、一般の寄附金として損金算入限度額の範囲内で損金に算入する取り扱いになります。また、一般の寄附金として申告される際の確認書類につきましては、取りまとめいただいた都道府県医師会、郡市区医師会が発効する領収書、日本医師会の義援金口座に直接振り込まれたものについては日本医師会が発効する領収書で可ということですが、詳しい内容につきましては最寄りの税務署にご相談願います。